

＊ ＊ 宇治市雨水タンク設置事業費補助金 ＊ ＊

令和4年度 申請の手引き

●目的

雨水利用による環境意識の向上や、防災意識の向上を図るため、雨水タンクを設置する方に対して、購入に要する経費の一部を補助します。

●補助の対象

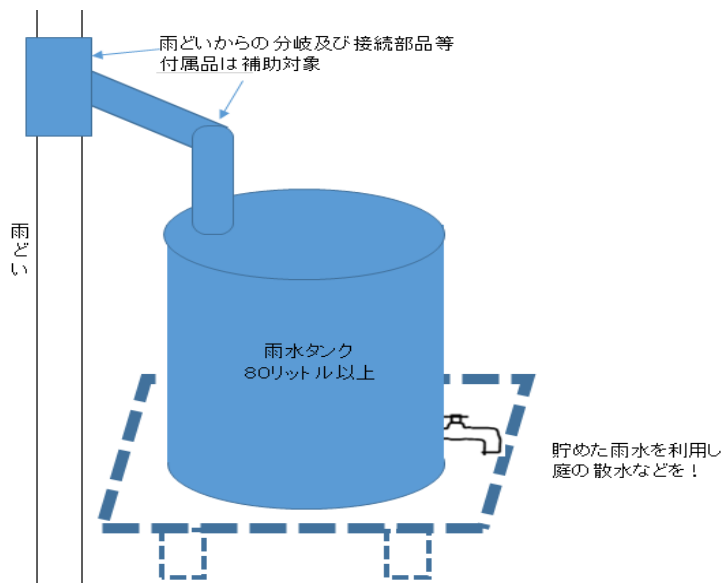
対象者	・市内に住所を有している方 ・市税の滞納がない方
補助要件	・市内に所有又は占有する住宅の敷地内に次のいずれにも該当する雨水タンクを設置 ア 一般に市販されており、貯留容量が80ℓ以上で密閉式のもの イ 新たに購入し、設置したもの ウ 展示又は販売（住宅と一体的に販売する場合を含む。）の用に供するために設置したものでないこと

できるだけたくさんの方にこの制度を利用してもらうため、補助金を交付するのは住宅一戸につき1基、また同一申請者がこの制度を受けられるのは1年度に1基のみとします。

●補助金額

雨水タンクの購入にかかる経費の4分の3（千円未満切捨て）とし、

2万円を限度額とします。



●補助対象経費

雨水タンクの購入に必要な経費（付属品の購入の額を含む：色のついた部分）

設置・運搬及びその他手数料、架台等に要する費用は除きます。

◎補助金交付までの手続きのながれ

1. 設置等の相談

補助金を申請される方は、電話または窓口にて事前に補助の概要、対象となる経費など担当課へ設置等に関する相談をしてください。

2. 補助金の申請（受付期間：令和4年4月1日～令和5年2月末日）

宇治市環境企画課の窓口で、書類を提出してください。

申請には次のものがが必要です。

- (1) 申請者の住民票（担当課へ確認することに同意する場合は不要）
- (2) 申請者の納税証明書（担当課へ確認することに同意する場合は不要）
- (3) 雨水タンクの購入に係る領収書（写しは不可）及び明細書
- (4) 雨水タンクの製品名及び貯留容量等が記載された書類
- (5) 雨水タンクの設置箇所を示した図面（手書きでも可）
- (6) 雨水タンクを設置した箇所の設置後の写真（後日確認に伺います）
- (7) 賃貸住宅又は共同住宅等に設置する場合、建物所有者又は管理組合等が雨水タンクの設置を承諾したことを証する書類（写しは不可）
- (8) 設置箇所の周辺地図
- (9) その他市長が必要と認める書類

3. 補助金の交付決定

申請の内容に問題がなければ交付決定を行い、通知書、請求書、確約書をお送りします。

4. 補助金の交付

請求書と確約書の提出後、指定の口座に振り込みます。

（補助金の予算が上限に達した場合など、交付できないことがあります）

宇治市暴力団排除条例（条例第43号）第6条により、暴力団員等に対して補助金を交付することはありません。

【連絡先】 宇治市人権環境部環境企画課

電話 0774(20)8726 FAX 0774(21)0423

〒611-8501 宇治市宇治琵琶33

メール kankyokikakuka@city.uji.kyoto.jp